



マレーシア、シンガポール、ブルネイにおけるDUNLOP商標の独占使用権を取得

2025年12月03日

住友ゴム工業株式会社

DUNLOP（社名：住友ゴム工業(株)、社長：山本悟）は、2026年1月1日より、マレーシア・シンガポール・ブルネイにおけるタイヤ※、チューブ、フラップの「DUNLOP」商標の独占使用権を、従来のサプライセンス先であるContinental Tyre Malaysiaグループから取得します。

これに伴い、当社は2026年1月1日より、同地域においてDUNLOPブランドでの販売事業を開始します。

※航空機、冬用タイヤを除く。